

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

●児童扶養手当

父母の離婚などにより父がいない家庭や、父が重度の障害がある家庭で、児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している母または養育者（祖父母など）に支給される制度です。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している場合に支給される制度です。

◎いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しいことは、役場福祉課へお尋ねください。

※現在、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、8月31日(金)（特別児童扶養手当受給者については9月10日(月)）までに現況届および所得状況届の届出をしてください。

■問い合わせ／
福祉課 ☎77-55505

飼犬・飼いねこの引取り
有料化のお知らせ

やむを得ない事情により飼えなくなった犬・ねこについては、毎月第2水曜日の午前8時30分に役場窓口で受け付け引き取りをしています。平成19年10月から、飼主の方からの犬・ねこの引き取りは、手数料が必要となります。

■引取り手数料額／

引取り依頼書に該当金額の県証紙を貼付
・生後90日を超える犬・ねこ 1頭(匹)につき 2000円
・生後90日以内の子犬・子ねこ 1頭(匹)につき 400円

ペットは責任を持って最後まで飼いましょう！
○犬やねこなどのペットは大切な家族の一員です。
○動物の習性を理解し、終生愛情を持って飼育するようにしましょう。

○どうしても飼い続けることができない場合は、新しい飼い主を探しましょう。
○繁殖を望まない場合は、不妊手術などの繁殖制限を考慮してください。
○動物の遺棄は、法律で禁止

されています。
（動物の愛護および管理に関する法律…罰金50万円）
■問い合わせ／生活衛生課
☎78-11113

土砂災害危険箇所マップを配布します

近年、異常降雨による土砂災害が全国的に数多く発生しています。

町と県では台風や集中豪雨などの際に注意を呼びかけるため、土砂災害の起こる危険性のある箇所やその周辺にお

住まいの世帯を対象に「土砂災害危険箇所マップ」を9月上旬から中旬にかけて配布します。マップは、大雨などの気象情報とあわせて、警戒や避難などの安全対策に役立ててください。

なお、マップは建設課および総務課で閲覧することもできます。

■問い合わせ／

建設課 ☎79-10005
総務課 ☎74-10000
県砂防課
☎083(933)3750

知っていますか？建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- ◆加入できる事業主／建設業を営む方
- ◆対象となる労働者／建設業の現場で働く人
- ◆掛金／日額310円
- ◆特長／

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。

アドレス <http://www.kentaikyou.taisyokukin.go.jp/>

詳しいことは、もよりの建退共山口支部へお問い合わせください。

☎083(924)9466

国民健康保険証の更新について

現在お持ちの国民健康保険証は有効期限が9月30日までとなっていますので、9月下旬に新しい保険証を郵送する予定です。

現住所以外の場所に送付を希望される場合は、9月7日(金)までにお知らせください。

◆問い合わせ／医療保険課 ☎77-5502